

民事訴訟裁判通達書

今回、貴方に対する民事訴訟裁判の訴状が提出された事を通達致します。

貴方は回収業者及びお取引契約会社に対しての契約不履行につき原告側が提出した訴状を管轄裁判所が受理した事をご報告致します。下記の裁判取り下げ期日を過ぎますと改めて出廷命令通知が届きますので記載期日に出廷して頂くようお願い致します。こちら民法188条に基づいた財務省認可書となっておりますので出廷拒否されますと原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置と致しましては被告の給与及び、動産物、不動産物の差し押さえを執行官立会いのもと強制執行させて頂きます。また、履行執行官による[執行証書の交付]を承諾して頂くと同時に債権譲渡証明書を1通郵送させて頂きますのでご了承下さい。尚、書面通達となりますので個人情報保護の為、詳しい詳細等は当職員までご連絡下さい。

※ご連絡なき場合には本書を勤務先等へ郵送させて頂きます。

裁判取り下げ期日

平成19年 9月5日

〒110-0003

東京都中央区丸の内2-4

財団法人 中央管財局

5 (管理部)

電話受付時間 9:00~18:00(土・日・祝日を除く)